

アメリカ合衆国（テキサス州）

2022年6月17日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)  
同 [辻 晃平](#)  
同 [近藤綾香](#)

&lt;元となった調査報告書の作成者&gt;

調査日	2022年4月20日
法律事務所	Polsinelli ( <a href="https://www.polsinelli.com/">https://www.polsinelli.com/</a> )
担当弁護士	Elizabeth (Liz) Harding (Shareholder) Allison Krause (Associate)
連絡先	<a href="mailto:eharding@polsinelli.com">eharding@polsinelli.com</a> , <a href="mailto:akrause@polsinelli.com">akrause@polsinelli.com</a>

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令は存在しない。個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ データ侵害通知法（Texas Business &amp; Commerce Code § 521.002, § 521.053）<ul style="list-style-type: none"><li>- URL： <a href="https://statutes.capitol.texas.gov/Docs/BC/htm/BC.521.htm#521.053">https://statutes.capitol.texas.gov/Docs/BC/htm/BC.521.htm#521.053</a></li><li>- 施行状況：2009年4月1日制定、2021年9月1日最終改正</li><li>- 対象機関：民間部門</li><li>- 対象情報：個人識別情報（単独で又は他の情報と組み合わせて個人を識別することができる情報。）及び機微な個人情報（①個人の氏名、又はファーストネームのイニシャル・姓の組合せと、(a)社会保障番号、(b)運転免許証番号又は政府発行のID番号、(c)口座番号又はクレジットカード番号又はデビットカード番号と個人の金融口座へのアクセスを許可するために必要なセキュリティコード又はアクセスコード又はパスワードのいずれか1つ以上の組合せ（かつ、氏名と項目が暗号化されていない場合）、②個人を特定する情報で、(a)個人の身体的又は精神的な健康状態、(b)個人に対するヘルスケアの提供、(c)個人への医療提供のための支払い、に関連する情報。）</li></ul></li><li>■ 州機関によるデータ侵害通知法（Texas Government Code § 2054.1125）<ul style="list-style-type: none"><li>- URL： <a href="https://statutes.capitol.texas.gov/Docs/GV/htm/GV.2054.htm#2054.1125">https://statutes.capitol.texas.gov/Docs/GV/htm/GV.2054.htm#2054.1125</a></li></ul></li></ul>
------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 施行状況：2009年9月1日制定、2019年9月1日最終改正</li> <li>- 対象機関：公的部門</li> <li>- 対象情報：機微な個人情報（同上）</li> </ul>																
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの十分性認定：なし</p> <p>APECのCBPRシステム：アメリカ合衆国は 2012 年 7 月 25 日参加</p>																
OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	<p>OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 収集制限の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td> <td>上記法令に一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td>③ 目的明確化の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>④ 利用制限の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 安全保護の原則</td> <td>上記法令に一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 公開の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 個人参加の原則</td> <td>上記法令に一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑧ 責任の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> </table>	① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。	② データ内容の原則	上記法令に一部規定されている。	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。	④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。	⑤ 安全保護の原則	上記法令に一部規定されている。	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。	⑦ 個人参加の原則	上記法令に一部規定されている。	⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。
① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。																
② データ内容の原則	上記法令に一部規定されている。																
③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。																
④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。																
⑤ 安全保護の原則	上記法令に一部規定されている。																
⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。																
⑦ 個人参加の原則	上記法令に一部規定されている。																
⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。																
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul> </li> <li>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul> </li> </ul>																

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

[https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign\\_pi\\_legislation/](https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/)